

福岡県公報

平成25年10月25日
第3542号

目次

告示 (第1600号 - 第1625号)

- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) 3
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) 6
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (保護・援護課) 6
- 生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更 (保護・援護課) 6
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) 7
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) 7
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 8
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 9
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 9
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 9
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 9
- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) 9
- 生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更 (保護・援護課) 11
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (保護・援護課) 11
- 生活保護法に基づく指定介護機関の指定の辞退 (保護・援護課) 11
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 12
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 12
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 12
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 12
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 13

- 道路の供用の開始 (道路維持課) 13
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 13
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 13
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) 14
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 14

公 告

- 総合特別区域法に基づく指定法人の指定 (商工政策課) 14

選挙管理委員会

- 政治団体の設立届 (市町村支援課) 15
- 政治団体の届出事項の異動届 (市町村支援課) 16
- 政治団体の解散届 (市町村支援課) 17
- 資金管理団体の指定届 (市町村支援課) 18
- 資金管理団体の届出事項の異動届 (市町村支援課) 18
- 資金管理団体の指定の取消等の届出 (市町村支援課) 18

公安委員会

- 情報公開窓口設置規程及び個人情報保護窓口設置規程の一部を改正する告示 (警察本部総務課) 19

告 示

福岡県告示第1600号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年10月25日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
梅林谷	福岡市城南区大字梅林、梅林1丁目、梅林2丁目、七隈7丁目、七隈8丁目及び西片江2丁目 (別紙図面1に示す区域のとおり)	土石流

弓掛谷	福岡市城南区大字梅林、梅林1丁目、梅林2丁目、七隈7丁目及び西片江2丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流
西片江沢2	福岡市城南区大字片江、西片江1丁目、西片江2丁目及び南片江6丁目（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流
西片江沢	福岡市城南区大字片江、西片江1丁目及び西片江2丁目（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流
南片江川3	福岡市城南区大字片江、西片江1丁目、南片江5丁目及び南片江6丁目（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流
南片江川1	福岡市城南区大字片江、南片江5丁目及び南片江6丁目（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流
南片江川2-1	福岡市城南区大字片江、南片江4丁目、南片江5丁目及び南片江6丁目（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流
南片江川2-2	福岡市城南区大字片江、南片江4丁目及び南片江5丁目（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流
寒地川-1	福岡市城南区大字片江、南片江3丁目、南片江4丁目及び南片江5丁目（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流
寒地川-2	福岡市城南区大字片江、南片江4丁目及び南片江5丁目（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流
片江川上流	福岡市城南区大字片江、南片江3丁目、南片江4丁目及び南片江5丁目（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流
片江川上流2	福岡市城南区大字片江及び南片江4丁目（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流
東油山1	福岡市城南区大字東油山及び東油山4丁目（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流
東油山2	福岡市城南区大字東油山及び東油山4丁目（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流
駄の原沢	福岡市城南区大字東油山、東油山3丁目、東油山4丁目及び東油山5丁目（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流
一本松川2	福岡市城南区大字東油山、東油山3丁目、東油山4丁目及び東油山5丁目（別紙図面16に示す区域のとおり）	土石流

一本松川1	福岡市城南区大字東油山、東油山3丁目、東油山4丁目及び東油山5丁目（別紙図面17に示す区域のとおり）	土石流
茶山6丁目-1	福岡市城南区茶山6丁目（別紙図面18に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
茶山6丁目-2	福岡市城南区茶山6丁目（別紙図面19に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
田島3丁目	福岡市城南区田島3丁目（別紙図面20に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
田島5丁目	福岡市城南区田島5丁目（別紙図面21に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
友丘6丁目(2)	福岡市城南区友丘6丁目（別紙図面22に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
友丘6丁目(1)	福岡市城南区友丘6丁目（別紙図面23に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
神松寺	福岡市城南区神松寺1丁目（別紙図面24に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
長尾2丁目-1	福岡市城南区長尾2丁目及び友泉亭（別紙図面25に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
長尾2丁目-2	福岡市城南区長尾2丁目（別紙図面26に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
長尾2丁目(a)-2	福岡市城南区長尾2丁目（別紙図面27に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
長尾2丁目(a)-1	福岡市城南区長尾2丁目（別紙図面28に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
前牟田	福岡市城南区七隈8丁目（別紙図面29に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
片江5丁目	福岡市城南区片江4丁目及び片江5丁目（別紙図面30に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
片江3丁目	福岡市城南区片江3丁目（別紙図面31に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
堤1丁目(2)	福岡市城南区堤1丁目（別紙図面32に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
樋井川4丁目	福岡市城南区樋井川4丁目（別紙図面33に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
樋井川3丁目(2)	福岡市城南区樋井川3丁目（別紙図面34に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東油山(5)-1	福岡市城南区東油山5丁目（別紙図面35に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

東油山(5)-2	福岡市城南区東油山5丁目（別紙図面36に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東油山(5)-3	福岡市城南区東油山5丁目（別紙図面37に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東油山(5)-4	福岡市城南区東油山5丁目（別紙図面38に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東油山5丁目	福岡市城南区東油山5丁目（別紙図面39に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東油山(a)-2	福岡市城南区大字東油山（別紙図面40に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東油山(a)-1	福岡市城南区大字東油山（別紙図面41に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東油山(b)	福岡市城南区大字東油山及び東油山4丁目（別紙図面42に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東油山(c)-1	福岡市城南区大字東油山（別紙図面43に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東油山(c)-2	福岡市城南区大字東油山（別紙図面44に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東油山(d)	福岡市城南区大字東油山（別紙図面45に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東油山4丁目(a)	福岡市城南区東油山3丁目及び東油山4丁目（別紙図面46に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東油山3丁目-2	福岡市城南区東油山3丁目（別紙図面47に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東油山3丁目	福岡市城南区東油山3丁目（別紙図面48に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東油山3丁目-1	福岡市城南区東油山3丁目（別紙図面49に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
南片江4丁目	福岡市城南区南片江4丁目及び大字片江（別紙図面50に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
片江(c)-2	福岡市城南区南片江4丁目（別紙図面51に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
片江(c)-1	福岡市城南区南片江4丁目及び大字片江（別紙図面52に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
倉瀬戸(2)	福岡市城南区西片江2丁目及び西片江1丁目（別紙図面53に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
西片江2丁目	福岡市城南区西片江2丁目（別紙図面54に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

片江(b)	福岡市城南区西片江2丁目及び大字片江（別紙図面55に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
片江(a)	福岡市城南区西片江2丁目及び大字片江（別紙図面56に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
倉瀬戸(1)-1	福岡市城南区西片江2丁目及び大字片江（別紙図面57に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
倉瀬戸(1)-2	福岡市城南区西片江2丁目及び大字片江（別紙図面58に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
倉瀬戸(1)-3	福岡市城南区西片江2丁目及び大字片江（別紙図面59に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
倉瀬戸(1)-4	福岡市城南区西片江2丁目、大字片江及び大字梅林（別紙図面60に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
梅林	福岡市城南区西片江2丁目、梅林1丁目及び大字梅林（別紙図面61に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大谷(3)	福岡市城南区梅林1丁目（別紙図面62に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大谷(1)	福岡市城南区梅林1丁目（別紙図面63に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大谷(2)	福岡市城南区梅林1丁目（別紙図面64に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大谷(4)	福岡市城南区梅林1丁目（別紙図面65に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
梅林1丁目	福岡市城南区梅林1丁目（別紙図面66に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
七隈3丁目-2	福岡市城南区七隈3丁目（別紙図面67に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
七隈3丁目-1	福岡市城南区七隈3丁目（別紙図面68に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1601号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年10月25日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
梅林谷	福岡市城南区大字梅林、梅林1丁目、梅林2丁目、七隈7丁目、七隈8丁目及び西片江2丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
弓掛谷	福岡市城南区大字梅林、梅林1丁目、梅林2丁目、七隈7丁目及び西片江2丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり
西片江沢2	福岡市城南区大字片江、西片江1丁目、西片江2丁目及び南片江6丁目（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面3に記載する表のとおり
西片江沢	福岡市城南区大字片江、西片江1丁目及び西片江2丁目（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面4に記載する表のとおり
南片江川3	福岡市城南区大字片江、西片江1丁目、南片江5丁目及び南片江6丁目（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面5に記載する表のとおり
南片江川1	福岡市城南区大字片江、南片江5丁目及び南片江6丁目（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面6に記載する表のとおり
南片江川2-1	福岡市城南区大字片江、南片江4丁目、南片江5丁目及び南片江6丁目（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面7に記載する表のとおり
南片江川2-2	福岡市城南区大字片江、南片江4丁目及び南片江5丁目（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面8に記載する表のとおり

寒地川-1	福岡市城南区大字片江、南片江3丁目、南片江4丁目及び南片江5丁目（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面9に記載する表のとおり
寒地川-2	福岡市城南区大字片江、南片江4丁目及び南片江5丁目（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面10に記載する表のとおり
片江川上流	福岡市城南区大字片江、南片江3丁目、南片江4丁目及び南片江5丁目（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面11に記載する表のとおり
片江川上流2	福岡市城南区大字片江及び南片江4丁目（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面12に記載する表のとおり
東油山1	福岡市城南区大字東油山及び東油山4丁目（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面13に記載する表のとおり
駄の原沢	福岡市城南区大字東油山、東油山3丁目、東油山4丁目及び東油山5丁目（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面15に記載する表のとおり
一本松川2	福岡市城南区大字東油山、東油山3丁目、東油山4丁目及び東油山5丁目（別紙図面16に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面16に記載する表のとおり
一本松川1	福岡市城南区大字東油山、東油山3丁目、東油山4丁目及び東油山5丁目（別紙図面17に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面17に記載する表のとおり
茶山6丁目-1	福岡市城南区茶山6丁目（別紙図面18に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面18に記載する表のとおり
友丘6丁目(2)	福岡市城南区友丘6丁目（別紙図面22に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面22に記載する表のとおり

友丘6丁目(1)	福岡市城南区友丘6丁目 (別紙図面23に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面23に記載 する表のとおり
神松寺	福岡市城南区神松寺1丁目 (別紙図面24に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面24に記載 する表のとおり
長尾2丁目-1	福岡市城南区長尾2丁目及 び友泉亭(別紙図面25に示 す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面25に記載 する表のとおり
長尾2丁目-2	福岡市城南区長尾2丁目 (別紙図面26に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面26に記載 する表のとおり
片江5丁目	福岡市城南区片江4丁目及 び片江5丁目(別紙図面30 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面30に記載 する表のとおり
堤1丁目(2)	福岡市城南区堤1丁目(別 紙図面32に示す区域のと おり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面32に記載 する表のとおり
樋井川4丁目	福岡市城南区樋井川4丁目 (別紙図面33に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面33に記載 する表のとおり
樋井川3丁目(2)	福岡市城南区樋井川3丁目 (別紙図面34に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面34に記載 する表のとおり
東油山(5)-1	福岡市城南区東油山5丁目 (別紙図面35に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面35に記載 する表のとおり
東油山(5)-2	福岡市城南区東油山5丁目 (別紙図面36に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面36に記載 する表のとおり
東油山(5)-3	福岡市城南区東油山5丁目 (別紙図面37に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面37に記載 する表のとおり
東油山(5)-4	福岡市城南区東油山5丁目 (別紙図面38に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面38に記載 する表のとおり
東油山5丁目	福岡市城南区東油山5丁目 (別紙図面39に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面39に記載 する表のとおり

東油山(a)-2	福岡市城南区大字東油山 (別紙図面40に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面40に記載 する表のとおり
東油山(a)-1	福岡市城南区大字東油山 (別紙図面41に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面41に記載 する表のとおり
東油山(b)	福岡市城南区大字東油山及 び東油山4丁目(別紙図面 42に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面42に記載 する表のとおり
東油山(c)-1	福岡市城南区大字東油山 (別紙図面43に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面43に記載 する表のとおり
東油山3丁目- 1	福岡市城南区東油山3丁目 (別紙図面49に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面49に記載 する表のとおり
南片江4丁目	福岡市城南区南片江4丁目 及び大字片江(別紙図面50 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面50に記載 する表のとおり
倉瀬戸(2)	福岡市城南区西片江2丁目 及び西片江1丁目(別紙図 面53に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面53に記載 する表のとおり
片江(b)	福岡市城南区西片江2丁目 及び大字片江(別紙図面55 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面55に記載 する表のとおり
片江(a)	福岡市城南区西片江2丁目 及び大字片江(別紙図面56 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面56に記載 する表のとおり
倉瀬戸(1)-1	福岡市城南区西片江2丁目 及び大字片江(別紙図面57 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面57に記載 する表のとおり
倉瀬戸(1)-2	福岡市城南区西片江2丁目 及び大字片江(別紙図面58 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面58に記載 する表のとおり
倉瀬戸(1)-3	福岡市城南区西片江2丁目 及び大字片江(別紙図面59 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面59に記載 する表のとおり
倉瀬戸(1)-4	福岡市城南区西片江2丁 目、大字片江及び大字梅林 (別紙図面60に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面60に記載 する表のとおり

梅林	福岡市城南区西片江2丁目、梅林1丁目及び大字梅林（別紙図面61に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面61に記載する表のとおり
大谷(4)	福岡市城南区梅林1丁目（別紙図面65に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面65に記載する表のとおり
梅林1丁目	福岡市城南区梅林1丁目（別紙図面66に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面66に記載する表のとおり
七隈3丁目-1	福岡市城南区七隈3丁目（別紙図面68に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面68に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1602号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年10月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
京生134	医療法人松喬会椎田クリニック	築上郡築上町大字湊 185 - 1	H 25・8・1
飯生菌158	ぶん菌科クリニック	飯塚市徳前 18 - 4	H 25・10・1
宮生菌19	えとう歯科クリニック	宮若市本城 1132 - 1	H 25・10・1
福津生薬27	オレンジ薬局	福津市宮司6丁目 1700 - 33	H 25・9・1

福津生薬26	さんくす薬局福岡店	福津市福岡駅東土地区画整理地内 11 街区 3 - 1	H 25・10・1
春生薬57	さんくす薬局上白水店	春日市上白水6丁目 12 番	H 25・10・1
八女生薬47	はるかぜ薬局	八女市津江 531 - 2 - 2	H 25・9・1
飯生薬157	(有)サンコー調剤天道薬局	飯塚市天道 389 - 1	H 25・8・1

福岡県告示第1603号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年10月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
糸島地生50	医療法人沖永内科クリニック	糸島市前原中央2丁目 6 - 21	H 25・8・31
久地生17	名取医院	三井郡大刀洗町大字西原 1 - 1	H 25・8・20
築生71	医療法人松喬会椎田病院	築上郡築上町大字湊 267	H 25・7・31
京生104	吉永医院	京都郡みやこ町犀川本庄 627 - 2	H 25・8・31

福岡県告示第1604号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、

指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年10月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
筑紫生薬51	次田調剤薬局	筑紫野市二日市西1丁目744-5	筑紫野市二日市西1丁目1-15トレジャー二日市1F	H 16・4・20
豊生訪3	社会福祉法人敬愛会訪問看護ステーションひびき	豊前市大字久路土1480-2	豊前市大字久路土1491-3	H 24・7・26

福岡県告示第1605号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年10月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
田生マ21	吉良 修（株さわやかマッサージ）	田川市日の出町5-8	H 25・10・1
田生マ22	浦田 英樹（株さわやかマッサージ）	田川市日の出町5-8	H 25・10・1
田生マ23	本名 請吾（株さわやかマッサージ）	田川市日の出町5-8	H 25・10・1
田生マ24	本多 政徳（株さわやかマッサージ）	田川市日の出町5-8	H 25・10・1

田生マ25	杵田 環（株さわやかマッサージ）	田川市日の出町5-8	H 25・10・1
田生マ26	濱地 眞喜子（株さわやかマッサージ）	田川市日の出町5-8	H 25・10・1
田生マ27	江川 守男（ふくのかみ治療院）	田川市大字弓削田1279ジュラレコート103	H 25・5・7
飯生柔66	瀧井 政仁（瀧井鍼灸整骨院）	飯塚市柏の森608-19	H 25・9・1
大川生柔29	平尾 幸一（いしはら接骨院）	大川市大字小保467-1	H 25・9・2
大野生柔34	岩田 正二（ほうしゅやま整骨院）	大野城市白木原1丁目7-5サニー白木原店2F	H 25・10・1
大野生柔35	岡部 竜太（ほうしゅやま整骨院）	大野城市白木原1丁目7-5サニー白木原店2F	H 25・10・1
粕生柔92	田熊 晋作（仲原彩整骨院）	糟屋郡粕屋町大字仲原2566-5	H 25・10・1
宗遠生柔16	小柳 裕也（こくあ整骨院）	遠賀郡水巻町梅ノ木団地41-7-1F	H 25・9・25

福岡県告示第1606号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年10月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
直生マ26	西崎 誠（マッサージ工房いやし）	直方市溝堀1丁目5-17	H 25・9・14

田生マ4	御手洗 康則 (シルバーメディカル株式会社)	田川市大字伊加利 1905 番地 7	H 25・10・1
田生マ6	東 光一 (シルバーメディカル株式会社)	田川市大字伊加利 1905 - 7	H 25・10・1
田生マ7	松岡 大輔 (シルバーメディカル株式会社)	田川市大字伊加利 1905 - 7	H 25・10・1
田生マ8	中川 長子 (シルバーメディカル株式会社)	田川市大字伊加利 1905 - 7	H 25・10・1
田生マ9	浦田 英樹 (シルバーメディカル株式会社)	田川市大字伊加利 1905 - 7	H 25・10・1
田生マ11	永田 政弘 (シルバーメディカル株式会社)	田川市大字伊加利 1905 - 7	H 25・10・1
田生マ13	奥山 恵美 (シルバーメディカル株式会社)	田川市大字伊加利 1905 - 7	H 25・10・1
田生マ15	本多 政徳 (シルバーメディカル株式会社)	田川市大字伊加利 1905 - 7	H 25・10・1
嘉麻生マ23	渡邊 晃司 (シルバーマッサージ)	嘉麻市熊ヶ畑 2539 - 2	H 25・10・1
嘉麻生マ25	古石 一孝 (シルバーマッサージ)	嘉麻市熊ヶ畑 2539 - 2 番地	H 25・10・1
嘉麻生マ26	濱崎 良子 (シルバーマッサージ)	嘉麻市熊ヶ畑 2539 - 2 番地	H 25・10・1
嘉麻生マ27	松本 敬子 (シルバーマッサージ)	嘉麻市熊ヶ畑 2539 - 2 番地	H 25・10・1
嘉麻生マ28	竹村 悟 (シルバーマッサージ)	嘉麻市熊ヶ畑 2539 - 2 番地	H 25・10・1
嘉麻生マ29	松岡 大輔 (シルバーマッサージ)	嘉麻市熊ヶ畑 2539 - 2 番地	H 25・10・1
嘉麻生マ30	吉良 修 (シルバーマッサージ)	嘉麻市熊ヶ畑 2539 - 2 番地	H 25・10・1
嘉麻生マ31	中川 長子 (シルバーマッサージ)	嘉麻市熊ヶ畑 2539 - 2 番地	H 25・10・1
嘉麻生マ32	奥山 恵美 (シルバーマッサージ)	嘉麻市熊ヶ畑 2539 - 2	H 25・10・1

嘉麻生マ34	三木 剛志 (シルバーマッサージ)	嘉麻市熊ヶ畑 2539 - 2	H 25・10・1
嘉麻生マ35	黒田 八千代 (シルバーマッサージ)	嘉麻市熊ヶ畑 2539 - 2	H 25・10・1
嘉麻生マ36	岡本 節男 (シルバーマッサージ)	嘉麻市熊ヶ畑 2539 - 2	H 25・10・1
嘉麻生マ37	本多 政徳 (シルバーマッサージ)	嘉麻市熊ヶ畑 2539 - 2	H 25・10・1
嘉麻生マ38	本名 請吾 (シルバーマッサージ)	嘉麻市熊ヶ畑 2539 - 2	H 25・10・1
嘉麻生マ39	浦田 英樹 (シルバーマッサージ)	嘉麻市熊ヶ畑 2539 - 2	H 25・10・1
嘉麻生マ40	東 光一 (シルバーマッサージ)	嘉麻市熊ヶ畑 2539 - 2	H 25・10・1
飯生マ39	鳥越 史雄 (健康マッサージ やすらぎ)	飯塚市柏の森 671 - 13	H 25・3・31
田川生マ36	西崎 誠 (マッサージ工房 あんじゅ)	田川郡糸田町 4063 - 2	H 25・9・14

福岡県告示第1607号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年10月25日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年9月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人えふネット福岡

(2) 代表者の氏名

福地 幸子

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県宗像市土穴一丁目14番10号

(4) 定款に記載された目的
この法人は、一般市民に対して、コミュニティビジネスに関する事業、エコデザイン商品の市場調査・研究などの事業を行い、循環型社会形成に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1608号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年10月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字久原字片見鳥3127番1及び3127番10
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市東区土井2-36-40ハイツMUA N 2-D
坂野 隆幸

福岡県告示第1609号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年10月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑後市大字野町字本宮685番1から685番17まで、687番2及び687番6から687番10まで並びに字茶屋ノ下223番1及び223番3から223番10まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
久留米市東櫛原町2851番地1
駅前管理システム株式会社

代表取締役 佐藤 浩幸

福岡県告示第1610号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年10月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
京都府苅田町大字馬場字房出424番1及び427番4、字石溝田425番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
京都府苅田町大字南原1566番地
大谷 宗義

福岡県告示第1611号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年10月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
飯塚市鯉田字グミノ木2517番20及び2517番267から2517番305まで並びに字赤松尾147番19及び147番62から147番70まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
飯塚市仁保232番地7
高栄土地開発株式会社
代表取締役 縄手 鈴枝

福岡県告示第1612号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」

という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成25年10月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
八女居103	はるかぜ薬局	八女市津江 531 - 2 - 2	H 25・9・1	居管・予居管
朝倉居66	そうごう薬局朝倉一本店	朝倉市一木 18 - 28	H 25・10・1	居管・予居管
田川居298	ふくち調剤薬局	田川郡福智町赤池 970 - 2	H 25・6・14	居管・予居管
田居191	星美台調剤薬局	田川市大字楠 1700 - 339	H 25・10・1	居管・予居管
粕居149	あすなる新宮訪問看護ステーション	糟屋郡新宮町大字三代 760 - 5	H 25・9・1	訪看・予訪看
春居80	はるのかぜ訪問看護ステーション	春日市白水ヶ丘 2丁目 134	H 25・9・1	訪看・居管・予訪看・予居管
直居127	あべりあ福智の丘デイサービスセンター	直方市湯野原 2丁目 15 - 1	H 25・9・17	通介・予通介
直居126	エルダージム	直方市神正町 4 - 23	H 25・10・1	通介・予通介
飯居327	デイサービスセンターあいあい潤野	飯塚市潤野 264 - 7	H 25・9・1	通介・予通介
田居194	ヘルパーステーションなのはな	田川市大字楠 2195 - 5	H 25・10・1	訪介・予訪介
柳居63	デイサービス夢咲	柳川市三橋町白鳥 616 - 3	H 25・9・1	訪介・通介・予訪介・予通介
柳居64	訪問介護絆	柳川市三橋町白鳥 616 - 3	H 25・9・1	訪介・通介・予訪介・予通介

柳支27	松本ケアプランサービス	柳川市大和町豊原 594 - 18	H 25・10・1	居支
嘉麻居98	ヘルパーステーションあさひ	嘉麻市中益 219 - 1	H 25・9・1	訪介・予訪介
嘉麻居99	デイサービスあさひ	嘉麻市中益 219 - 1	H 25・9・1	通介・予通介
朝倉居65	にこにこデイサービス	朝倉市馬田 1118 - 3	H 25・9・1	通介・予通介
八女居102	デイサービス和香の庭	八女市本村字平塚 362 - 3	H 25・9・10	通介・予通介
中支23	あすなる中間ケアプランセンター	中間市中尾 1丁目 1 - 25	H 25・9・1	居支
春居81	(有)中原フーズ訪問介護まめ吉	春日市泉 1丁目 90	H 25・9・1	訪介・予訪介
春居82	株式会社悠誠 ゆうゆうレンタルサービス	春日市春日 2丁目 27	H 25・5・1	福用・福販・予福用・予福販
春居79	癒しのデイサービス福岡、白水	春日市大土居 2丁目 136	H 25・10・1	通介・予通介
大野居75	Life More 大野城	大野城市川久保 1丁目 8 - 18 A 105号室	H 25・10・1	訪介・予訪介
大野居76	株式会社もぐもぐ	大野城市川久保 1丁目 8 - 18 A 105号室	H 25・10・1	福用・予福用
宰支23	ケアプランセンターはる	太宰府市国分 1丁目 1 - 8 - 403号	H 25・9・1	居支
筑紫地居42	奏やデイサービス心音	筑紫郡那珂川町王塚台 2丁目 139	H 25・10・1	通介
宗遠居46	あすなる岡垣デイサービスセンター	遠賀郡岡垣町公園通り 1丁目 13 - 1	H 25・9・1	通介・予通介
宗遠居47	あすなる岡垣ヘルパーステーション	遠賀郡岡垣町公園通り 1丁目 13 - 1	H 25・9・1	訪介・予訪介
宗遠支12	あすなる岡垣ケアプランセンター	遠賀郡岡垣町公園通り 1丁目 13 - 1	H 25・9・1	居支

京介福12	地域密着型特別 養護老人ホーム 美夜古	京都郡みやこ町犀川大坂 1194 - 9	H 25・10・1	地老福
宰居69	如月クリニック	太宰府市国分1丁目13 - 11	H 25・5・1	居管・予居管
春居78	エルスリー春日 天神山	春日市天神山2丁目66	H 25・10・1	訪介・通介

福岡県告示第1613号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年10月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕介262	福岡青洲会病院	糟屋郡粕屋町大字 長者原沼ノ内800 - 1	糟屋郡粕屋町長者原 西4丁目11 - 8	H 25・9・28
粕介308	医療法人育優会さ くらクリニック	糟屋郡粕屋町大字 長者原643 - 1	糟屋郡粕屋町長者原 西2丁目6 - 1	H 25・9・28
粕介薬 150	サンアイ調剤薬局 粕屋店	糟屋郡粕屋町大字 長者原648 - 2	糟屋郡粕屋町長者原 西2丁目6 - 48	H 25・9・28
北介訪 9	訪問看護ステー ションおおぞら	糟屋郡粕屋町大字 長者原795 - 1	糟屋郡粕屋町長者原 西3丁目16 - 23	H 25・9・28
豊居22	訪問看護ステー ションひびき	豊前市大字久路土 1480 - 2	豊前市大字久路土 1491 - 3	H 24・7・26
遠居91	有限会社オアシス の会サポートセン ター	遠賀郡水巻町頃末 北1丁目12 - 12	遠賀郡水巻町緑ヶ丘 2丁目7 - 1	H 24・12・17

北居9	ヘルパーステー ションふれんど	糟屋郡粕屋町大字 長者原591 - 1	糟屋郡粕屋町長者原 西3丁目14 - 1	H 25・9・28
北支16	青洲会ケアサポ ート S	糟屋郡粕屋町長者 原795 - 1	糟屋郡粕屋町長者原 西3丁目16 - 23	H 25・9・28
粕居45	福岡青洲会病院デ イサービスセン ター	糟屋郡粕屋町大字 長者原794 - 1	糟屋郡粕屋町長者原 西3丁目15 - 7	H 25・9・28
粕居82	青洲会セシリアデ イサービスセン ター	糟屋郡粕屋町大字 長者原591 - 1	糟屋郡粕屋町長者原 西3丁目14 - 1	H 25・9・28
粕居85	福岡青洲会病院 ショートステイ ハーモニー	糟屋郡粕屋町大字 長者原800 - 1	糟屋郡粕屋町長者原 西4丁目11 - 8	H 25・9・28

福岡県告示第1614号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年10月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
粕居140	あすなろ訪問看護ス テーション	糟屋郡新宮町大字三代760 - 5	H 25・8・31
中支19	あすなろ中間ケアプ ランセンター	中間市中尾1丁目1 - 25	H 25・8・31
嘉麻支15	ちくほ居宅介護支援事 業所	嘉麻市下臼井1055	H 25・9・30

福岡県告示第1615号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条

第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年10月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定の辞退年月日
田居99	デイサービスセンター あいあい金川	田川市大字楠 2595 - 4	H 25・8・31
田居122	デイサービスセンター あいあい弓削田	田川市大字奈良 233 - 3	H 25・8・31

福岡県告示第1616号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年10月25日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所
築上郡上毛町大字西友枝3057の13、3067の6、3137の2、3142の2
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第1617号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年10月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	県道	鶴三緒 田川線	前	飯塚市山倉368番1先から 飯塚市山倉102番4先まで	11.5 ～ 17.6	239.9
			後	飯塚市山倉368番1先から 飯塚市山倉102番4先まで	10.0 ～ 17.6	

福岡県告示第1618号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年10月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	倉永池線	前	大牟田市大字橋424番1先から 大牟田市大字橋433番3先まで	3.3 ～ 5.4	46.6
			後	大牟田市大字橋424番1先から 大牟田市大字橋433番3先まで	3.5 ～ 7.6	

福岡県告示第1619号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成25年10月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年10月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	倉永池線 三池	大牟田市大字橋424番1先から 大牟田市大字橋433番3先まで

福岡県告示第1620号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年10月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県道	吉 富 本耶馬溪 線	前	築上郡上毛町大字上唐原 662番先から 築上郡上毛町大字上唐原 611番1先まで	10.3 ～ 12.2	124.4
			前	築上郡上毛町大字上唐原 662番先から 築上郡上毛町大字上唐原 611番1先まで	10.3 ～ 17.3	151.7
			後	築上郡上毛町大字上唐原 662番先から 築上郡上毛町大字上唐原 611番1先まで	10.3 ～ 12.2	124.4

福岡県告示第1621号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年10月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年10月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	吉 富 本耶馬溪 線	築上郡上毛町大字上唐原662番先から 築上郡上毛町大字上唐原611番1先まで

福岡県告示第1622号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年10月25日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市武丸字長浦889番58
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
直方市頓野1333-1 A103
古賀 裕、古賀 さやか

福岡県告示第1623号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年10月25日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称

春日市昇町二丁目41番1から41番7まで下白水北1丁目1番2、1番3、2000番2、2000番3、2003番2及び2003番3並びにこれらの区域内の水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市南区桧原7丁目56番17号

株式会社 サン・プラザホーム

代表取締役 吉川 元美

福岡県告示第1624号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年10月25日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年10月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人いとしまビジネス研究所

(2) 代表者の氏名

飯田 貴子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県糸島市前原西1丁目5番18-402号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、商業的知識の育成に関する事業の提供、企画、助言、支援等を行い、市民の基本的なビジネス知識の底上げ、また向上させることにより、地域社会の長期的な経済の活性化に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1625号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非

営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年10月25日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年9月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人まごころ

(2) 代表者の氏名

吉田 弘

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県田川市大字伊田4862番7

(4) 定款に記載された目的

(変更後)

この法人は、高齢者および障害者等に対して、介護保険法に関する事業や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に関する事業及び日常生活の手助けを行い、高齢者および障害者等ひとりひとりにとっての安心、安全なまちづくりや失業者の雇用機会の増進に努め、社会全体に寄与することを目的とする。

(変更前)

この法人は、高齢者および障害者等に対して、介護保険法に関する事業や障害者自立支援法に関する事業及び日常生活の手助けを行い、高齢者および障害者等ひとりひとりにとっての安心、安全なまちづくりや失業者の雇用機会の増進に努め、社会全体に寄与することを目的とする。

公 告

公告

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指

定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

平成25年10月25日

福岡県知事 小川 洋

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
ユニプレス九州株式会社	福岡県京都市郡みやこ町勝山松田507番地	平成25年10月18日	平成26年3月31日まで

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第102号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年10月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

受付期間 平成25年5月1日～5月31日

- (1) 政党の支部
(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	一以上の市区町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党福岡県北九州市小倉南区第七支部	井上 秀作	中川 重夫	北九州市小倉南区山手2-12-5	○	平成25年5月9日

(1 団体)

(ロ) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	公職の種類	一以上の市区町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
民主党福岡県第7総支部	大久保 勉	松尾 哲也	大牟田市有明町2-2-9 ワークライフセンター内	参議院議員	○	平成25年5月2日

(1 団体)

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
阿部あきら後援会	仲村 和喜	阿部 悦子	糟屋郡久山町大字山田2563-2	平成25年5月23日
岡村一伸後援会	岡村 一伸	岡村 和子	糸島市波多江288-2	平成25年5月28日
城戸好光後援会	貴戸 勇喜	山根 美紀	行橋市大字稲童1736	平成25年5月27日
はとやま二郎後援会	鳩山 二郎	小澤 洋介	大川市大字郷原585-1	平成25年5月21日
福岡県佐藤正久後援会	吉田 邦雄	中川 利雄	福岡市中央区六本松1-2-22 福岡県社会福祉センター5F	平成25年5月15日

みやじまつや子後援会	宮嶋 つや子	黒田 昭和	飯塚市片島1-4-62	平成25年5月22日
みやはら信孝後援会	宮原 信孝	宮原 恭明	久留米市津福本町1496-7 宮原信孝方	平成25年5月17日
やまがたこうじ後援会	山方 孝二	三輪 敏勝	福岡市中央区大手門3-7-12-603	平成25年5月30日
よしかわ紀代子後援会	吉川 紀代子	石原 進	嘉穂郡桂川町土師1-78	平成25年5月28日

(9団体)

福岡県選挙管理委員会告示第103号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す

受付期間 平成25年5月1日～5月31日

(1) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
自由民主党福岡県小売酒販支部	代表者	三好 正一	徳島 真次	平成25年4月5日	平成25年5月2日
民主党福岡県参議院選挙区第3総支部	政治団体の名称	民主党福岡県参議院選挙区第3総支部	民主党福岡県第7区総支部	平成25年4月30日	平成25年5月2日

(2団体)

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
かじわら雄一後援会	代表者	石橋 純二	梶原 雄一	平成25年4月29日	平成25年5月27日
北九州自見会	会計責任者	藤村 澄夫	船越 宗利	平成25年5月22日	平成25年5月27日
木下としゆき後援会	会計責任者	竹口 博忠	中願寺 純則	平成25年5月7日	平成25年5月8日
現代医療問題研究会	会計責任者	藤村 澄夫	船越 宗利	平成25年5月22日	平成25年5月27日
幸福実現党福岡南部西後援会	会計責任者	右田 幸枝	佐藤 浩	平成25年5月1日	平成25年5月16日
古賀あつし後援会	会計責任者	花吉 哲芝	松代 和也	平成25年5月15日	平成25年5月27日
	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成24年6月1日	
	公職の候補者及び公職の種類	古賀 篤、衆議院議員			

る。

平成25年10月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

自見庄三郎後援会	会計責任者	藤村 澄夫	船越 宗利	平成25年5月22日	平成25年5月27日
市民連北九州	会計責任者	藤村 澄夫	船越 宗利	平成25年5月22日	平成25年5月27日
政治連盟まさじ会	会計責任者	船津 功	茂永 孝則	平成25年5月30日	平成25年5月31日
全国小売酒販政治連盟福岡県支部	代表者	三好 正一	徳島 真次	平成25年4月5日	平成25年5月2日
鷹の会	代表者	西尾 正義	徳永 雅典	平成25年4月26日	平成25年5月8日
田中義幸後援会	主たる事務所の所在地	嘉麻市下臼井1271-61	嘉麻市下臼井1149	平成24年10月1日	平成25年5月14日
たはら耕一後援会	会計責任者	平山 勇	三苫 六造	平成25年5月31日	平成25年5月31日
篤政会	会計責任者	花吉 哲芝	松代 和也	平成25年5月15日	平成25年5月27日
福岡医療福祉研究会	会計責任者	藤村 澄夫	船越 宗利	平成25年5月22日	平成25年5月27日
福岡県商工政治連盟糸島支部	政治団体の名称	福岡県商工政治連盟糸島支部	福岡県商工政治連盟前原支部	平成25年4月1日	平成25年5月9日
ふくおか緑の党	政治団体の名称	ふくおか緑の党	みどり福岡	平成25年5月1日	平成25年5月7日
三嶋ひでゆき後援会	主たる事務所の所在地	糸島市波多江駅北3-21-18	糸島市波多江駅北3-1-1	平成25年4月1日	平成25年5月16日
三原朝彦後援会	主たる事務所の所在地	北九州市八幡西区黒崎5-1-3	北九州市八幡西区千代ヶ崎1丁目3番5号	平成25年3月11日	平成25年5月17日
森ひでたか後援会	会計責任者	今林 輝行	本郷 恒敏	平成25年4月26日	平成25年5月8日
八女筑後薬剤師連盟	代表者	金子 吉一	三浦 公則	平成25年5月29日	平成25年5月29日
吉田としゆきを応援する会	主たる事務所の所在地	福岡市中央区清川1-2-19	筑紫野市美しが丘南2-2-6	平成25年5月11日	平成25年5月13日
	代表者	横木 僚太	岸川 弘文		
	公職の種類	参議院議員	衆議院議員	平成25年3月30日	

(22団体)

福岡県選挙管理委員会告示第104号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成25年10月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

受付期間 平成25年5月1日～5月31日

(政党の支部)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
国民新党福岡県支部	平成25年3月22日	平成25年5月22日

(1団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
石田宝蔵を働かせる会	平成25年5月29日	平成25年5月29日
岡村一伸後援会	平成25年5月28日	平成25年5月28日
かじわら雄一後援会	平成25年4月29日	平成25年5月27日

金房眞悟後援会	平成25年5月27日	平成25年5月27日
城戸好光後援会	平成25年5月27日	平成25年5月27日
自彊会	平成23年12月31日	平成25年5月29日

(6団体)

福岡県選挙管理委員会告示第105号

受付期間 平成25年5月1日～5月31日

資金管理団体指定の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
岡村 一伸	糸島市議会議員	岡村一伸後援会	糸島市波多江288-2	岡村 一伸	平成25年5月28日	平成25年5月28日
鳩山 二郎	大川市長	ほとやま二郎後援会	大川市大字郷原585-1	鳩山 二郎	平成25年5月21日	平成25年5月21日
宮原 信孝	久留米市長	みやはら信孝後援会	久留米市津福本町1496-7宮原信孝方	宮原 信孝	平成25年5月17日	平成25年5月17日
山方 孝二	福岡市議会議員	やまがたこうじ後援会	福岡市中央区大手門3-7-12-603	山方 孝二	平成25年5月30日	平成25年5月30日

(4団体)

福岡県選挙管理委員会告示第106号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する

受付期間 平成25年5月1日～5月31日

資金管理団体届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
田中 義幸	嘉麻市議会議員	田中義幸後援会	主たる事務所の所在地	嘉麻市下白井1271-41	嘉麻市下白井1149	平成24年10月1日	平成25年5月17日
三嶋 栄幸	糸島市議会議員	三嶋ひでゆき後援会	主たる事務所の所在地	糸島市波多江駅北3-21-18	糸島市波多江駅北3-1-1	平成25年4月1日	平成25年5月16日

(2団体)

福岡県選挙管理委員会告示第107号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指定取消届等があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

受付期間 平成25年5月1日～5月31日

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年10月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

平成25年10月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

平成25年10月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

(1) 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
岡村 一伸	糸島市議会議員	岡村一伸後援会	岡村 一伸	平成25年5月28日	平成25年5月28日

(1 団体)

(2) 法第19条第3項第2号による届出

代表者氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	資金管理団体でなくなった旨の届出年月
石橋 純二	嘉麻市議会議員	かじわら雄一後援会	嘉麻市山野2146-2	平成25年5月27日

(1 団体)

備考

かじわら雄一後援会については、資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出であり、資金管理団体の届出をした者の氏名は梶原雄一である。

公安委員会

福岡県警察本部告示第71号

情報公開窓口設置規程及び個人情報保護窓口設置規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年10月25日

福岡県警察本部長 樋口 真人

情報公開窓口設置規程及び個人情報保護窓口設置規程の一部を改正する告示

(情報公開窓口設置規程の一部改正)

第1条 情報公開窓口設置規程（平成14年6月福岡県警察本部告示第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表西警察署情報公開窓口の項中「今宿町106番地1」を「今宿西1丁目14番10号」に改める。

(個人情報保護窓口設置規程の一部改正)

第2条 個人情報保護窓口設置規程（平成18年3月福岡県警察本部告示第16号）の一部

を次のように改正する。

第2条第2項の表西警察署個人情報保護窓口の項中「今宿町106番地1」を「今宿西1丁目14番10号」に改める。

附 則

この告示は、平成25年10月28日から施行する。